


所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正される。このことに伴い、東大和市住民基本台帳事務取扱規則（平成24年規則第7号）に引用している条項にずれが生じること等から、東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8条中「法第53条第2項」を「法第52条第2項」に改める。 ・第14条第1項中「法第30条の2第3項又は第30条の3第4項」を「法第30条の3第3項又は第30条の4第4項」に改める。 ・第14条第2項中「法第30条の3第2項」を「法第30条の4第2項」に改める。 ・第10条第5項として、個人番号又は住民票コードが記載された住民票の写し等に利用用途の制限があることを通知する旨を新たに加える。 <p>(2) 施行日 平成27年10月5日</p> <p>(3) 効果及び影響 特になし</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。